第五十七条の四第八項及び第五十七条の四の二第五項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第五十七条の五第十項中「を含む事業年度開始の日」を削り、同条第十一項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第五十七条の六第七項、第五十七条の七第八項、第五十七条の七の二第七項及び第五十七条の八第八項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第五十八条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「第十四項」を「第十三項」に改め、同条第七項中「第五十五条の二第七項」を「第五十六条第六項」に改め、同条第十一項から第十三項までの規定中「第九項」を「第八項」に改め、同条第十四項中「第八項」を「第七項」に、「第九項」を「第八項」に改める。

第五十九条第三項中「。以下この項において同じ」及び「他の通算法人の」を削り、同条第五項中「第九項」を「第八項」に改める。

第六十条第一項中「地区内」を「区域内」に、「地区以外」を「区域以外」に改め、同項の表中

地　区	区　域

に改め、同表の第一号の上欄中「第三十条第一項の規定による認定」を「第三十一条第二項に規定する認定法人（同項に規定する主務大臣の確認」に、「第二十八条第五項」を「第二十八条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「法人」を「ものに限る。）」に改め、同号の中欄中「おいて」を「定められた」に、「として定められている地区」を「の区域」に改め、同号の下欄中「第三十条第一項」を「第三十一条第二項」に、「特定情報通信事業」を「認定特定情報通信事業」に改め、同表の第二号の上欄中「第四十四条第一項の規定による認定」を「第五十条第二項に規定する認定法人（同項に規定する主務大臣の確認」に、「第四十一条第五項」を「第四十一条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「法人」を「ものに限る。）」に改め、同号の中欄中「おいて」を「定められた」に、「として定められている地区」を「の区域」に改め、同号の下欄中「第四十四条第一項」を「第四十四条第二項」に、「特定国際物流拠点事業」を「認定特定国際物流拠点事業」に改め、同条第二項中「第五十六条第一項の規定による」を「第五十六条第二項に規定する認定法人（同条第一項の」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「法人に」を「ものに限る。）に」に、「同項」を「同法第五十五条第一項」に、「内に本店」を「の区域内に本店」に、「地区内」を「区域内」に改め、同条第十二項中「地区又は」を「区域又は」に、「地区に」を「地区の区域に」に改める。

第六十一条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十一条の二第一項中「農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた」を「農業経営基盤強化促進法第十九条第一項に規定する地域計画の区域において農業を担う者として財務省令で定める」に改め、同条第五項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第六十一条の四第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「各事業年度」の下に「（以下この条において「適用年度」という。）」を加え、「当該事業年度」を「当該適用年度」に、「次項」を「以下この項及び次項」に改め、「ある法人」の下に「（通算法人の当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人の同日における資本金の額又は出資金の額が百億円を超える場合における当該通算法人を除く。）」を加え、同条第二項中「）のうち当該事業年度」を「）のうち当該適用年度」に、「普通法人のうち当該事業年度終了の日において法人税法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「前項の交際費等の額のうち定額控除限度額（八百万円に当該適用年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。）を超える部分の」に、「前項に」を「同項に」に改め、同項各号を次のように改める。

一　普通法人のうち当該適用年度終了の日において法人税法第六十六条第五項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するもの

二　通算法人の当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人である場合における当該通算法人

イ　当該適用年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

ロ　前号に掲げる法人

第六十一条の四第六項中「第四項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「同項第一号」を「同項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「に規定する交際費等」を「、第三項及び前項に規定する交際費等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第三項の通算法人の適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下この項において「他の通算法人」という。）の同日に終了する事業年度において支出する交際費等の額がある場合における当該適用年度に係る第二項の規定は、第七項の規定にかかわらず、当該交際費等の額を支出する他の通算法人の全てにつき、それぞれ同日に終了する事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書の添付がある場合で、かつ、当該適用年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第六十一条の四第二項の次に次の一項を加える。

3　通算法人（通算子法人にあつては、当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。）に対する前二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　通算子法人の適用年度は、当該通算子法人に係る通算親法人の適用年度終了の日に終了する当該通算子法人の事業年度とする。

二　前項に規定する定額控除限度額は、八百万円に当該適用年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（第四号イにおいて「通算定額控除限度額」という。）に、イに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額（第五項において「通算定額控除限度分配額」という。）とする。

イ　当該通算法人が当該適用年度において支出する交際費等の額

ロ　当該通算法人が当該適用年度終了の日において支出する交際費等の額及び当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が同日に終了する事業年度において支出する交際費等の額の合計額

三　前号の規定を適用する場合において、同号イ及びロの交際費等の額が同号の通算法人の同号の適用年度又は同号ロの他の通算法人の同号ロに規定する事業年度（以下この項において「通算事業年度」という。）の確定申告書等（期限後申告書を除く。）に添付された書類に当該通算事業年度において支出する交際費等の額として記載された金額（以下この号及び第五号において「当初申告交際費等の額」という。）と異なるときは、当初申告交際費等の額を前号イ及びロの交際費等の額とみなす。

四　通算事業年度のいずれかについて修正申告書の提出又は国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（次号において「更正」という。）がされる場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二号の通算法人の同号の適用年度については、前号の規定は、適用しない。

イ　前号の規定を適用しないものとした場合における第二号ロに掲げる金額が通算定額控除限度額以下である場合

ロ　法人税法第六十四条の五第六項の規定の適用がある場合

ハ　法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合